

## 令和元年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

令和元年12月26日瑞穂町教育委員会第12回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・教育課長 友野 裕之 君・指導課長 小熊 克也 君  
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第35号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第36号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴う瑞穂町教育委員会規則の整備に関する規則

日程第5	議案第37号	瑞穂町適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示
日程第6	議案第38号	瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則
日程第7	報告事項1	「町民体育祭」の今後について
日程第8	報告事項2	瑞穂町自然保護等指針（平成30年度調査）のまとめについて

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町教育委員会第12回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、1番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第35号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、および、議案第36号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴う瑞穂町教育委員会規則の整備に関する規則については、関連がありますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。それでは、教育部長より提案理由の説明を願います。

教育部長

議案第35号については、瑞穂町教育委員会所管組織の名称の変更等に伴い、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第3条第5項では、指導課を教育指導課に改めます。第6条第1項では、教育課を学校教育課に改めます。別表第1では、教育課、指導課及び社会教育課の各課係名称をそれぞれ、学校教育課、教育指導課及び社会教育係、スポーツ推進係に改めます。別表第2では、各課の組織名称変更と分掌事務の追加及び文言の整理を行うものです。附則として、この規則は令和2年1月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第36号については、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、瑞穂町教育委員会事務局設置規則の一部改正ほか12件の規則等の一部改正をする必要があるので本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。今回の改正は、組織名称の変更に伴う主管課及び主管課長等の名称、及び教育委員会事務局が新庁舎へ移転することに伴う所在地の改正によるものですが、対象となる規則等が複数あることから、改正する規則等を一覧表にまとめましたので、その一覧表をもとに説明させていただきたいと存じます。

それでは、議案書を3枚おめくりいただき、A4横印刷の瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴う瑞穂町教育委員会規則の整備に関する規則による被改正規則一覧をご覧ください。

記載のとおり、教育委員会規則4件、一枚おめくりいただきまして、教育委員会訓令6件、次のページの教育委員会告示3件、あわせて13件について、表の中央改正箇所でお示しの本則、条文等について、右側の改正前、改正後に記載されている事項について、所在地や組織名称等を改めるものです。

附則として、この規則は令和2年1月1日から施行するものです。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより、議案第35号および議案第36号に対する質疑を行います。  
何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 分かりやすい名称になったと思います。縦割り行政にならないよう、部長が統括ししっかりみていただきたいと思います。

鳥海教育長 今回、教育委員会部局だけでなく、役場組織全体的に名称が変わります。その内容を部長から説明願います。  
教育部長 組織名称については、平成30年度から見直しに関しての会議を開催してきました。現行の名称は主に2文字であり、分かりづらいというご指摘もありました。近隣の状況等も参考にしながら、組織名称の改正を行います。

まず、企画部では課の名称変更はございません。秘書広報課の渉外係が基地・渉外係に、広報係が広報広聴係に変更になります。総務課の法制係が文書法制係に変更になります。住民部でも課の名称変更はございません。住民課の国保係が国保年金係に変更になります。地域課の地域施設係がコミュニティセンター係に変更になります。環境課の清掃係がごみ対策係に変更になります。福祉部では課の名称が一部変更になり、高齢課が高齢者福祉課に変更になります。福祉課の福祉係が福祉推進係に、障がい係が障がい者支援係に変更になります。高齢課の高齢係が高齢者支援係に、介護係が介護支援に変更になります。都市整備部では課の名称変更はございません。都市計画課の区画係が区画整理係に変更になります。以上になります。

鳥海教育長 今説明のあったとおり町全体の見直しの中で、教育委員会部局も名称の変更になるというふうにご理解いただきたいと思います。今回の改正の大きな要因としては、以前係名を表す4文字表記が住民にとって必要でないのではとの考えの下、シンプルさを求めて2文字表記の係名等が多くなりました。係の仕事内容が一目で分かるようにしようという考えに立ち返り、今回の改正の流れになりました。

例えば、都市計画課の区画係を区画整理係に変更します。区画整理という4文字の言葉で事業内容を表している顕著なものです。区画係では、何も指しているのか分からない部分があります。そういったことで、ご理解い

ただければと思います。

教育部長 1月号の広報に、新庁舎のレイアウトとともに課名等の変更情報が記載されていますので、ご覧いただければと思います。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第35号および議案第36号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第35号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第35号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第36号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第36号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第37号、瑞穂町適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第37号については、瑞穂町適応指導教室の事業の一部を見直すため、要綱の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長が説明します。

指導課長 議案第37号については、教室に入ることのできない不登校児童生徒について、学校長からの申し出により適応指導教室指導員を学校へ派遣し、別室にて学習指導を行い、学校復帰等を目指すため改正するものです。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。大変恐縮ですが、文言の整理は省略し、主な改正箇所を説明いたします。

第1条中、「及び援助する場」を「、支援等を行うことにより社会的自立に資することを目的」に改め、適応指導教室の設置目的に社会的自立の文言を加えます。第4条では各号を改め、第2号「在籍校への復帰等を目指すため、指導員を在籍校へ派遣し、距離等の理由により教室への通室が困難な児童・生徒に対して個別指導を行うこと。」を追加します。

1ページおめくりください。

第7条では、第3号を同条第2項とし、第1項は教育委員会に対して行う手続きについて、第2項は教育委員会が行う手続きについて定めます。第11条では、第1項を2つに分け、第1項は学校長への届け、第2項は教育委員会への届けについて定めます。附則として、この告示は告示の日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 第1条の目的というところが、明確になったものと思われます。このことにより、適応指導教室がどのように変わるのかという点を教えていただければと思います。

指導課長 平成28年に新しい法律が出来ました。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」です。これで示されていることは、今まで学校復帰することが第一義的であったものが、学校復帰を前提にしつつ、その他の教育の機会を与えることとされています。具体的には、適応指導教室やフリースクールなどの学習支援の機会を増やしていくことが法律により定められました。これを受け、10月にも文部科学省が通知を出しまして、学校だけではなく社会的自立も大事にしながら、様々な機会を通じて学習支援をしましうという一環の下、町でも柔軟性を持たせて、適応指導教室に来られないお子さんでも学校なら行けるお子さんも

いらっしゃいます。教員の協力も得ながら、そういったお子さんにも学習の支援を差し伸べることを推進していきたいと思います。

鳥海教育長  少し補足させていただきますと、今までは来てもらうだけでしたが、学校に出向くやり方もあるという内容を載せたものになっています。これが大きなポイントだと思います。

鳥海教育長  ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

  これより議案第37号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

  （「討論なし」の声）

  討論なしと認めます。

  それではお諮りします。議案第37号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

  （「異議なし」の声）

  ご異議なしと認め、議案第37号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長  日程第6、議案第38号、瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長  議案第38号については、教育委員会事務局処務規則等を一括して見直していく中で、瑞穂町図書館処務規則についても内容を精査し、図書館が所管する大きな事務である、瑞穂町自然保護等指針に関することを、瑞穂町図書館処務規則の一部改正により位置付ける必要があるため、本案を提出するものです。

  附則として、この規則は令和2年1月1日から施行するものです。

  以上で、説明を終わります。

鳥海教育長  以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長  ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第38号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第38号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第38号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、報告事項1、「町民体育祭」の今後について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、町民体育祭の今後について報告をするものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 説明します。資料をご覧ください。

はじめに1経緯です。平成29年度第58回町民体育祭の反省会において、町内会連合会より、次年度の体育祭の開催可否についての協議を要望され、その後30年度の体育祭について、協力はできない旨の申し出がありました。これを受け、体育祭の実施内容について、アンケートにより確認し、改善希望を含めて体育祭参加意思のある町内会は、12町内会でした。

この結果を受け、体育祭の内容については見直す必要があると考え、「町民体育祭在り方検討会」を設置し、検討会を重ね、令和元年8月26日に町民体育祭在り方に関する提言として「瑞穂町スポーツ祭実施計画書」の提言を受けました。

教育委員会事務局では、この提言を尊重し「瑞穂町スポーツ祭実施計画(案)」を作成し、11月20日に全町内会を対象に説明しました。この説明会の中で、事務局としては計画(案)に基づき計画した場合の参加意思の確認を希望しましたが、アンケート方式による意思の確認はできませんでした。

次に2スポーツ祭実施計画案についてです。検討会では、これまでの町民体育祭が休止になった理由を踏まえ、新たな体育祭に町内会単位で参加することを容易にする観点で検討され、提言として取りまとめられました。その主な内容は①事前登録した選手による競技種目を極力無くし、会場来場者の自由参加競技を多くすること、②開催時間は正午頃までとし、昼食等の賄いに配慮したこと、③町内会ごとのテントの設営は求めないこと、としました。

裏面をご覧ください。3町内会に対するスポーツ祭実施計画（案）説明会内容です。11月20日の説明会の主な意見は、記載のとおりとなっておりますが、一番下の「この説明では、意向調査に回答できない。」これは31団体中27団体の皆さんが意思表示され、アンケート方式による意思確認は実施できませんでした。

4今後の方向についてですが、平成30年度から第2次瑞穂町スポーツ推進計画を進めている観点から、町民体育祭の存続について、粘り強く改善及び地域コミュニティ組織である町内会と協議してきましたが、改善策も受け入れていただけない状況となっております。従いまして、今後町内会単位で参加を求めるスポーツ事業は、断念せざるを得ないと考え、町民体育祭は今後行いません。今後の方向性としては、町及び教育委員会が主催し、一例として体育協会や老人クラブ、子ども会などの各種団体が後援する新たなスポーツの祭典を計画していきます。

5今後のスケジュールについてですが、すでに議会全員協議会と町の庁議に報告済みとなっております。そして1月に町民体育祭断念と新たなスポーツの祭典を行う旨の通知を、町民体育祭在り方検討会のメンバー、各町内会、体育協会などの関係団体に周知する予定です。その後に、新たなスポーツイベントの計画を検討し、10月の開催に向け準備してまいります。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員 流れもありますし仕方ないのかなという部分もありますが、地域コミュニティの振興という大きな目的で進んできたわけです。説明では、体育協会、老人会、子ども会が後援する新たなスポーツの祭典が計画されていますが、町内会の協力がないと地域のコミュニティの醸成は難しいだろうと考えます。こどもフェスティバルなども、町内会が焼きそばの提供などの協力を行い、うまく実施できた実績もあります。

その部分をなくして、町民スポーツ祭のようなことを予定するのは、惜しい気がしてなりません。始めた当初の目的から離れてしまったような感じがします。

鳥海教育長 その通りで、第2次スポーツ推進計画で新たに項目追加したのが、「スポーツをつかっただけのコミュニティ振興」であります。コミュニティ振興するための手段としてスポーツをつかきましょうということです。そのことに合致していた「町民体育祭」が開催中止をせざるを得ない状況に陥ってしまっています。

新たなスポーツイベントにつきましても、実施内容を事務局で決めて、広報等で周知し町民一人ひとりが参加することにすれば、スムーズな形で進んでいくと思います。そうではなく、地域や地域でなく一つの目的の下に集まっている団体に参加してもらうことによって、コミュニティ振興を進めていこうということがあります。町内会という組織には声掛けは出来ませんが、他の団体に呼び掛け開催していきたいと考えているところです。

鳥海教育長 ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご承願いたします。

鳥海教育長 日程第8、報告事項2、瑞穂町自然保護等指針（平成30年度調査）のまとめについて、教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項2については、瑞穂町自然保護等指針（平成30年度調査）のまとめについて報告をするものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 瑞穂町自然保護等指針（平成30年度調査）のまとめについて、ご説明いたします。

1枚おめくりください。1の調査経緯ですが、町の在来の自然環境を保護するための対象及び事業を体系的に整理し、推進していくために、「瑞穂町自然等保護指針」を平成27年度に策定しました。各課における個々の施策の年度ごとの進捗管理を図書館文化財担当が取りまとめを行うもので、平成30年度、調査結果がまとまりましたので報告するものです。

2の調査方法ですが、全課に新たな対象物や既に報告があったものについての変更等を調査しました。

3の各課(館)の施策数ですが、旧来の自然環境保護施策は計39施策で、平成29年度と同様の施策数となっています。都市景観の創造ですが、計70施策で、平成29年度と比較して、1施策の増となっています。建設課が33施策から34施策に増えたためです。内容については、「みどりの募金による記念植樹」という施策名になりますが、平成30年度、六道山公園にヤマザクラ3本を植樹したためです。なお、施策の内容については2枚目以降に一覧を添付していますので、後ほどご覧ください。

4の検証ですが、それぞれの状況を自然分野専門の学芸員が検証し、検証結果をもとに、不良等がある場合は、今後の対応を検討するよう担当部署に促します。

学芸員による管理状況不良についての検証結果と、その他特記事項としての学芸員の所見を別紙に記載しています。以上で説明を終わります。

鳥海教育長      ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和元年瑞穂町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時37分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員